

平成 29 年 9 月 21 日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズ森タワー
インヴィンシブル投資法人
代表者名 執行役員 福田 直樹
(コード番号 : 8963)

資産運用会社名
コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 直樹
問合せ先 企画部長 粉生 潤
(TEL 03-5411-2731)

新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

インヴィンシブル投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 29 年 9 月 21 日開催の本投資法人役員会において、新投資口発行及び投資口売出しについて下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集による新投資口発行

- (1) 募集投資口数 : 887,959 口
- (2) 払込金額 : 未定
(発行価額) 平成 29 年 10 月 4 日(水)から平成 29 年 10 月 5 日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に開催する役員会において決定します。なお、払込金額(発行価額)とは、本投資法人が本投資法人の投資口(以下「本投資口」といいます。)1 口当たりの払込金として下記(5)②記載の引受人から受け取る金額をいいます。
- (3) 払込金額 : 未定
(発行価額)の総額
- (4) 発行価格 : 未定
(募集価格) 発行価格(募集価格)は、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における本投資口の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する役員会において決定します。

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(5) 募 集 方 法 : 国内及び海外における同時募集(下記「2. 投資口売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」記載のオーバーアロットメントによる売出しと併せて「グローバル・オフエリング」といい、ジョイント・グローバル・コーディネーターはみずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社及び野村証券株式会社とします。)

① 国内一般募集

日本国内における一般募集(以下「国内一般募集」といいます。)とし、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、野村証券株式会社、シティグループ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社とする国内引受人(以下「国内引受人」と総称します。)に国内一般募集分の全投資口を買取引受けさせます。

② 海外募集

米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法ルール144Aに基づく適格機関投資家への販売のみとします。)における募集(以下「海外募集」といい、国内一般募集と併せて「本募集」といいます。)とし、SMBC Nikko Capital Markets Limited、Mizuho International plc、Nomura International plc、Citigroup Global Markets Limited及びMorgan Stanley & Co. International plcを共同主幹事会社とする海外引受会社(以下、国内引受人と併せて「引受人」と総称します。)に海外募集分の全投資口を総額個別買取引受けさせます。

③ 本募集の総発行投資口数は887,959口であり、国内一般募集における発行投資口数は515,017口を目処とし、海外募集における発行投資口数は372,942口を目処として募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されます。

(6) 引 受 契 約 の 内 容 : 引受人は、下記(9)記載の払込期日に払込金額(発行価額)の総額を本投資法人に払い込むものとし、本募集における発行価格(募集価格)の総額と払込金額(発行価額)の総額との差額は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

(7) 申 込 単 位 : 1口以上1口単位

(8) 申 込 期 間 : 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の(国内一般募集)日まで。

(9) 払 込 期 日 : 平成29年10月12日(木)から平成29年10月13日(金)までの間のいずれかの日。但し、発行価格等決定日の5営業日後の日とします。

(10) 受 渡 期 日 : 上記(9)記載の払込期日の翌営業日とします。

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (11) 発行価格（募集価格）、払込金額（発行価額）、国内一般募集に係る発行投資口数及び海外募集に係る発行投資口数の最終的な内訳その他新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定します。
- (12) 上記各号のうち国内一般募集に係る事項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>を参照のこと。）

- (1) 売 出 人 : みずほ証券株式会社
- (2) 売 出 投 資 口 数 : 44,398 口
上記売出投資口数は、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの投資口数です。上記売出投資口数は、オーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。売出投資口数は、国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する役員会において決定します。
- (3) 売 出 価 格 : 未定
発行価格等決定日に開催する役員会において決定します。なお、売出価格は、国内一般募集における発行価格（募集価格）と同一とします。
- (4) 売 出 価 額 の 総 額 : 未定
- (5) 売 出 方 法 : 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集とは別に、みずほ証券株式会社が本投資法人の投資主である Calliope 合同会社（以下「カリオペ」といいます。）から 44,398 口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の日本国内における売出しを行います。
- (6) 申 込 単 位 : 1 口以上 1 口単位
- (7) 申 込 期 間 : 国内一般募集における申込期間と同一とします。
- (8) 受 渡 期 日 : 国内一般募集における受渡期日と同一とします。
- (9) 国内一般募集を中止した場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
- (10) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な事項は、今後開催する役員会において決定します。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

3. 第三者割当による新投資口発行

- (1) 募 集 投 資 口 数 : 44,398 口
- (2) 払 込 金 額 : 未定
(発 行 価 額) 発行価格等決定日に開催する役員会において決定します。なお、払込金額（発行価額）は、国内一般募集における払込金額（発行価額）と同一とします。
- (3) 払 込 金 額 : 未定
(発 行 価 額) の 総 額

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

Invincible Investment Corporation

- (4) 割当先及び投資口数 : みずほ証券株式会社 44,398 口
- (5) 申 込 単 位 : 1 口以上 1 口単位
- (6) 申込期間 (申込期日) : 平成 29 年 10 月 31 日 (火)
- (7) 払 込 期 日 : 平成 29 年 11 月 1 日 (水)
- (8) 上記(6)記載の申込期間 (申込期日) までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとします。
- (9) 払込金額 (発行価額)、その他この第三者割当による新投資口発行 (以下「本第三者割当」といいます。) に必要な事項は、今後開催する役員会において決定します。
- (10) オーバーアロットメントによる売出しを中止した場合は、本第三者割当も中止します。
- (11) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分 (作成された場合) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

(1) 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が本投資法人の投資主であるカリオペから 44,398 口を上限として借り入れる本投資口の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出投資口数は上限の売出投資口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社に借入投資口の返還に必要な本投資口を取得させるために、本投資法人は平成 29 年 9 月 21 日(木)開催の本投資法人の役員会において、みずほ証券株式会社を割当先とする本投資口 44,398 口の第三者割当による新投資口発行を、平成 29 年 11 月 1 日(水)を払込期日として行うことを決議しています。

また、みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 29 年 10 月 27 日(金)までの期間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けたすべての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

この場合、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、シンジケートカバー取引及び安定操作取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、みずほ証券株式会社は本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行投資口数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行投資口数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出投資口数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われなない場合には、みずほ証券株式会社によるカリオペからの本投資口の借入れは行われません。したがって、みずほ証券株式会社は本第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(2) 上記(1)に記載の取引について、みずほ証券株式会社は、SMB C 日興証券株式会社、野村證券株式会社、シティグループ証券株式会社及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と協議の上これを行います。

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口の総口数の推移

現在の発行済投資口の総口数	3,860,824 口
本募集に係る新投資口発行による増加投資口数	887,959 口
本募集に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数	4,748,783 口
本第三者割当に係る新投資口発行による増加投資口数	44,398 口 (注)
本第三者割当に係る新投資口発行後の発行済投資口の総口数	4,793,181 口 (注)

(注) 本第三者割当の発行新投資口数の全口数についてみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

3. 発行の目的及び理由

新たな特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）を取得することによるポートフォリオの収益性向上と財務基盤の安定性の向上、ひいては1口当たり分配金の持続的な成長を目的として、マーケット動向等を勘案した結果、新投資口の発行を決定したものです。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

415 億円（上限）

(注) 国内一般募集における手取金 229 億円、海外募集における手取金 166 億円及び本第三者割当による新投資口発行の手取金上限 19 億円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は、平成 29 年 9 月 14 日（木）現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

国内一般募集における手取金（229 億円）は、海外募集における手取金（166 億円）と併せて、平成 29 年 7 月 25 日付「資産の取得及び譲渡に関するお知らせ」並びに本日付「資産の取得及び貸借に関するお知らせ」及び「資産（優先出資証券）の取得に関するお知らせ」で公表した特定資産（以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当します。残余が生じた場合には、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。

国内一般募集と同日付をもって決議された本第三者割当における手取金上限（19 億円）は、国内一般募集における手取金（229 億円）及び海外募集における手取金（166 億円）並びに本日付「資金の借入れに関するお知らせ」で公表した借入金 22,993 百万円の合計（以下「国内一般募集等調達額」といいます。）が、取得予定資産の取得資金全額に満たない場合には、当該取得資金の一部に充当することにより減少する手元資金に充当します。かかる充当額に残余が生じた場合又は国内一般募集等調達額が取得予定資産の取得資金全額に足りる場合には、手元資金とし、支出するまでの間は金融機関に預け入れ、将来の特定資産の取得資金の一部に充当します。

(注) 上記の各手取金は、平成 29 年 9 月 14 日（木）現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

5. 配分先の指定

該当事項はありません。

6. 今後の見通し

本日付で公表した「平成 29 年 12 月期（第 29 期）の運用状況及び分配金の予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

7. 最近3営業期間の運用状況及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3営業期間の運用状況(注1)

	平成28年6月期	平成28年12月期	平成29年6月期
1口当たり 当期純利益(注2)	1,270円	1,477円	1,241円
1口当たり配当金	1,186円	1,477円	1,264円
実績配当性向(注3)	94.8%	100.0%	102.1%
1口当たり純資産 (注4)	35,368円	35,762円	36,019円

(注1) 上記の最近3営業期間における本投資法人の発行済投資口の総口数は、平成28年3月30日に公募による新投資口の発行及び平成28年4月27日に第三者割当による新投資口の発行を行った結果、平成28年6月期末は3,675,824口に増加しています。また、平成28年12月期末は3,675,824口となります。なお、平成29年3月13日に公募による新投資口の発行を行った結果、平成29年6月期末は3,860,824口に増加しています。

(注2) 1口当たり当期純利益については期中平均投資口数(平成28年6月期3,436,572口、平成28年12月期3,675,824口、平成29年6月期3,788,254口)に基づいて算出しており、1円未満を四捨五入により表示しています。

(注3) 実績配当性向については、分配金総額(利益超過分配金を含まない)を当期純利益で除することにより算出しています。

(注4) 1口当たり純資産については期末発行済投資口の総口数に基づいて算出しており、1円未満を四捨五入により表示しています。

(2) 最近の投資口価格の状況

① 最近3営業期間の状況

	平成28年6月期	平成28年12月期	平成29年6月期
始値	69,300円	65,500円	52,300円
高値	88,400円	70,300円	54,800円
安値	61,100円	49,600円	41,500円
終値	64,800円	52,700円	48,300円

② 最近6カ月間の状況

	平成29年 4月	平成29年 5月	平成29年 6月	平成29年 7月	平成29年 8月	平成29年 9月
始値	44,950円	42,900円	51,700円	48,800円	49,600円	47,150円
高値	45,000円	52,800円	54,800円	49,950円	50,200円	47,450円
安値	41,500円	42,550円	47,800円	45,750円	45,400円	45,550円
終値	42,700円	52,100円	48,300円	49,400円	46,950円	46,800円

(注) 平成29年9月の投資口価格については、平成29年9月20日現在で記載しています。

③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

	平成29年9月20日
始値	46,700円
高値	46,950円
安値	46,500円
終値	46,800円

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(3) 最近3営業期間のエクイティ・ファイナンスの状況
・公募増資

発行期日	平成28年3月30日
調達資金の額	36,123,157,344円
払込金額（発行価額）	78,612円
募集時における発行済投資口の総口数	3,193,686口
当該募集による発行投資口数	459,512口
募集後における発行済投資口の総口数	3,653,198口
発行時における当初の資金使途	新たな特定資産の取得資金の一部に充当及び将来の特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成28年3月31日以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

・第三者割当増資

発行期日	平成28年4月27日
調達資金の額	1,778,675,112円
払込金額（発行価額）	78,612円
募集時における発行済投資口の総口数	3,653,198口
当該募集による発行投資口数	22,626口
募集後における発行済投資口の総口数	3,675,824口
割当先	みずほ証券株式会社
発行時における当初の資金使途	将来の特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成28年4月27日以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

・公募増資

発行期日	平成29年3月13日
調達資金の額	8,393,450,000円
払込金額（発行価額）	45,370円
募集時における発行済投資口の総口数	3,675,824口
当該募集による発行投資口数	185,000口
募集後における発行済投資口の総口数	3,860,824口
発行時における当初の資金使途	新たな特定資産の取得資金の一部に充当及び将来の特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	平成29年3月14日以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額充当済み

8. その他（売却・追加発行等の制限）

- (1) グローバル・オフリングに関し、カリオペ及び Rayo 合同会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、発行価格等決定日から受渡期日以降 90 日間を経過する日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなしに、グローバル・オフリング前から所有している本投資口の売却等（但し、カリオペについては、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸付け等を除きます。）を行わない旨等を合意します。
- (2) グローバル・オフリングに関し、本投資法人は、ジョイント・グローバル・コーディネーターとの間で、発行価格等決定日から受渡期日以降 90 日間を経過する日までの期間、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなしに、本投資口の発行等（但し、本募集、本第三者割当、投資口分割による本投資口の発行等を除きます。）を行わない旨等を合意します。

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (3) 上記(1)及び(2)の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、その裁量で当該合意内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

以上

* 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.invincible-inv.co.jp/>

ご注意：本報道発表文は本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びに訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断と責任でなさるようお願いいたします。また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。本投資口は1933年米国証券法に従って登録がなされたものではなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には英文目論見書は、発行法人又は売出人から入手することができ、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。